

長ニ一任ス

仍テ富井委員長閉會ヲ宣ス

(午後四時二十分閉會)

補

密

附

院

(11)

33

麻薬ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約御批  
准ノ件第一回審査委員會

昭和八年四月七日(金曜日)本院事務所ニ於

テ開會

出席者

倉富議長

平沼副議長

審査委員長

富井顧問官

## 審查委員

荒井顧問官

鎌田顧問官

石井顧問官

水町顧問官

原顧問官

元田顧問官

國務大臣

内田外務大臣

## 說明員

黒崎法制局長官

金森法制局參事官

有田外務次官

松田外務省條約局長

佐藤外務書記官

官記書務外間張

井上外務事務官

工  
勝  
之  
新  
事  
初  
八

大島内務省書記官

松尾内務技師

安香内務技師

生駒拓務省管理局長

棟居拓務書記官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午後二時三十分開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

内田外務大臣ヨリ本案ニ付大體ノ説明アリ

元田顧問官ヨリ聯盟加入中ニ締結シタル本條約ニ對シ脱退シタル今日ニ於テモ其ノ儘批准ス

ルモ差支ナキヤトノ質問アリ外務大臣及條約

局長ヨリ答辯アリ

荒井顧問官ヨリ阿片煙膏、モルヒネノ使用及  
麻薬ノ製造、需用、見積ニ關シ質問アリ衛生

局長之ニ答フ

次テ富井委員長ヨリ最近ニ於ケル各國ノ本條約

ノ批准状況ヲ問ヒ且定數ノ批准ナキ場合ノ結果ヲ  
質シ條約局長ノ答辯アリ

鎌田顧問官ヨリ本條約實施ノ效果ニ關スル質問  
アリ條約局長ヨリ答辯アリ

荒井顧問官ハ本條約ヲ施行スルモ我國ニ於ケル麻  
薬ノ正當ノ使用ニ差支ナキヤラ貨シ衛生局長ヨリ  
差支ナキ旨ノ答辯アリ

富井委員長ヨリ聯盟脱退ト本條約上ノ権利及義  
務トノ關係竝ニ脱退以前ニ調印セラレタルモノニ  
シテホタ批准セラレサル條約ノ有無ニ付質問ア  
リ

リ元田、鎌田兩顧問官ヨリ本條約ニ基ク監督機  
關ノ構成及職能ニ關シ質問アリ外務大臣及條  
約局長ヨリ夫々答辯アリ

石井顧問官ヨリ麻薬ノ製造、消費量、輸出入量  
及本條約ノ殖民地ヘノ施行ニ付質問アリ衛生  
局長及殖產局長ヨリ之ヲ説明ス

原顧問官ハ麻薬條約ノ目的及日本國々本條約  
ノ主要關係國タル所以ヲ問ヒ鎌田顧問官ハ阿  
片ノ密賣ニ關シ荒井顧問官ハ本條約ノ締結ニ  
對スル英國ノ態度ニ付質問ヲ發シ衛生局長ノ

答辭アリ

原顧問官ヨリ本條約上ノ義務ノ履行ニ對スル  
監督ニ付質問アリ條約局長トノ間ニ數次ノ問答  
ヲ重ヌ  
次テ元田、鎌田、原各顧問官ヨリ夫々質問アリ外  
務大臣及條約局長ヨリ夫々答辭アリ  
右終テ委員長ハ質問終了ト認メ國務大臣以下  
ノ退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

夫ヨリ委員協議ノ結果帝國ノ利益ヲ保護スル  
為本條約ノ批准ニハ留保ヲ附セムコトニ付外務  
當局ト協議スルコトニ決シ  
富井委員長閉會ヲ宣ス

(午後四時二十分閉會)

麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約御批  
准ノ件第二回審査委員會

昭和八年四月十日（月曜日）本院事務所ニ  
於テ開會

出席者

倉富議長  
平沼副議長

審査委員長

富井顧問官

審査委員

荒井顧問官

鎌田顧問官

石井顧問官

水町顧問官

原顧問官

元田顧問官

二上書記官長

堀江書記官

(午前十時開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

二上書記官長ヨリ外務當局ハ四月十三日ノ期日  
迄ニハ全調印國ノ了解ヲ得ルコト不能ナルノ故  
ヲ以テ留保批准案ニハ賛成セス寧ロ國際聯盟ニ  
對スル書翰ヲ以テ麻藥條約實施ニ關スル帝  
國ノ希望及確信ヲ聲明スルヲ可ナリトスル意見  
ナル旨文書結果ノ報告アリ

次テ各委員ヨリ種々意見、陳述アリ審議ノ結果  
四月十三日、期日ニ拘束セラレス更ニ外務當局ト  
交渉シテ條件付批准、先例ヲ調査セレメ事態  
ニ適切ナル措置ヲ講究スルコトニ決定ス  
右終テ富井委員長ハ閉會ヲ宣ス  
（午前十一時五十分閉會）

麻葉ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約御批  
准ノ件第三回審查委員會  
昭和八年七月十八日（火曜日）宮中本院控室  
ニ於テ開會

出席者 倉富議長  
平沼副議長  
審查委員長  
富井顧問官

審査委員

荒井顧問官

鎌田顧問官

水町顧問官

原顧問官

元田顧問官

開席者

石井顧問官

説明員

栗山外務省條約局長

佐藤外務書記官

張間外務書記官

井上外務事務官

大島内務省衛生局長

白松内務書記官

松尾内務技師

安香内務技師

二上書記官長

堀江書記官

密那

(午前十時四十五分開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

條約局長ヨリ當局ニ於テハ本條約ハ宣言ヲ附シ  
テ批准セラルルヲ可トスト考フル旨ノ陳述アリ

富井委員長ヨリ赤批准國ニ付貨問アリ條約局長ヨ  
リ之ニ答フ

次テ衛生局長ヨリ本條約ニ加入ノ得失ニ付説明アリ  
之ニ對エテ原顧問官ヨリ質問アリ更ニ條約局長  
トノ間ニ日本ノ不加入ト委員ノ選舉トノ關係ニ付  
數次ノ問答アリ

荒井顧問官ト衛生局長トノ間ニ日本ノ不參加ト  
麻藥ノ輸出入トノ關係ニ付質疑應答アリ

水町顧問官ハ聯盟、殊ニ其ノ小國側及大國側ノ  
日本ニ對スル感情ヲ質シ條約局長ヨリ答辭アリ  
次テ富井委員長ヨリ本條約ニ宣言又ハ留保ヲ附  
スルモ日本人ノ委員當選ハ之ヲ必スヘカラス自ラ  
脱退シ乍ラ脱退前ト同一ノ權能ヲ有セムト欲スル

ハ不當ナルカ故ニ此ノ際ハ無條件ニテ加入シ若シ  
不當ナル待遇ヲ受ケルコトアラハ其ノ時之ヲ廢  
棄スルモ不可ナキニアラスヤトノ所見ノ陳述アリ  
リ鎌田顧問官ヨリモ之上同旨ノ所見ノ陳述アリ  
之ニ對スル條約局長ノ主張アリ

次テ衛生局長ヨリ再ヒ本條約加入ニ因リ我國ニ  
不利ヲ及スコト無カルヘレト信スル旨ノ辯明アリ  
右伏テ富井委員長ハ閉會ヲ宣ス

(午後零時三十分閉會)

麻薬ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約御批  
准ノ件第四回審査委員會

昭和八年七月十九日(水曜日)本院事務所  
ニ於テ開會

出席者

倉富議長

平沼副議長

審査委員長

富井顧問官

審查委員

荒井顧問官

鎌田顧問官

水町顧問官

原顧問官

元田顧問官

關席者

石井顧問官

國務大臣

内田外務大臣

説明員

栗山外務省條約局長

佐藤外務書記官

井上外務事務官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午前九時四十分開會)

密  
附

富井委員長開會ヲ宣レ本案賛否ニ付各員  
ノ意見陳述ヲ求ム

各委員ヨリ宣言附及留保附批准ニ付交々所見  
ノ陳述アリタルモ一致ヲ見ルニ至ラス  
次テ議長及副議長ヨリ所見ノ陳述アリ協議  
結果更ニ外務大臣ノ出席ヲボメ留保附批准  
ニ開レ當局ノ意見ヲ質スコトニ決ス

(外務大臣及説明員出席)

富井委員長ヨリ留保附批准ニ付當局ノ意見ヲ

質シタルニ對ニ外務大臣ヨリ無條件批准ヲ最  
モ可トスヘレトノ答辭アリ

原顧問官ヨリ國際聯盟脫退後ナラハ本條約  
ニハ條件ヲ附スルノ考ナリヤ理事會ニハ我  
代表ヲ出席セシメサル方針ナリヤ等ノ質問ア  
リ外務大臣一々之ニ答フ

富井委員長ヨリ文化事業ニ對スル帝國ノ協力  
ニ付質問アリ外務大臣ノ答辭アリ更ニ同委員  
長ハ無條件批准後日本人カ委員ニ當選セサリ  
シ場合ノ体面問題ヲ論レ當局ハ本院ニ於テ留

品  
客  
院

保附批准ノコトニ決スルニ反對セサルヤラ質シ外  
 務大臣ヨリ其ノ場合ハ已ムヲ得サルモノニ反對  
 スル國アレハ日本ハ不參加トナルノミトノ答辭ア  
 リ更ニ又同委員長ハ更ニ留保附批准ヲ不可ト  
 ナス理由ノ説明ヲ求メ條約局長ヨリ縷々答辭ス  
 ルトコロアリ

原顧問官ヨリ中央委員會委員ノ選舉ニ付質問  
 アリ條約局長之答フ

富井委員長ヨリ本案ハ宮島氏ノ委員當選ヲ待  
 テ處理シテハ如何ト問ヒ條約局長ハ其ノ以前ニ手

續ヲ了シタレト陳フ

右伏テ富井委員長ハ國務大臣及説明員ノ退席  
 ラホメ休憩ヲ宣ス

(國務大臣及説明員退席)

(午後一時三十分再會)

富井委員長ヨリ午前ニ引續キ開會スヘキ旨ヲ  
 宣ヒ委員間ノ協議ニ入り意見交換ノ結果當局  
 ニ留保文案ヲ立案セシタル上更ニ審議スルコ  
 ドトシ書記官長ヲレテ之ヲ外務省ニ交渉セシム  
 ルコトニ決定ス

乃チ富井委員長ハ開會ヲ宣ス

(午後二時開會)

相  
密

密

防  
密

麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約御批  
准ノ件第五回審查委員會

昭和八年十二月六日(水曜日)宮中本院控室

ニ於テ開會

出席者

平沼副議長

審查委員長

富井顧問官

審查委員

富井委員長開會ヲ宣エ前回會議ノ決定ニ基キ外務當局ニ於テハ二回文案ヲ改新シタルモ何レモ本會決定、趣旨ニ吻合セサルニ付再考ヲボメタル結果今次御手許ニ差出シタル如キ宣言文案及御批准文案ヲ作成提出セルニ付御詮議ヲ請フ旨ヲ述ヘ且我國ノ宮島氏ハ已ニ委員ニ再選セラレタルヲ以テ今後五年間ハ別ニ問題ナキ譯ナル旨ヲ告ケ

(午前十時三十五分開會)

武藤書記官

闕席者

元田顧問官

二上書記官長  
堀江書記官

荒井顧問官

鎌田顧問官

石井顧問官

水町顧問官

原顧問官

宣言文案及御批准文案ヲ朗讀セシム

(堀江書記官朗讀)

次テ各委員ヨリ宣言ノ性質、效力、御諮詢案差換  
ノ手續、時期等ニ關シ質疑及意見ノ陳述アリ  
書記官長ヨリ本宣言ト不戰條約ニ於ケル宣言ト  
歐文上ノ比較及本會ニ於テ本文案カ是認セ  
ラレタル後ニ於ケル當局ノ處置ニ付説明スル所  
アリ全會一致ヲ以テ本案文ヲ可決ス  
乃ケ富井委員長閉會ヲ宣ス

(午前十一時三十分閉會)

麻藥ノ製造制限及分配取締ニ關スル條約御批  
准ノ件第六回審查委員會

昭和十年三月二十五日(月曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

平沼副議長

審查委員長

富井顧問官

審查委員

権

密

院

荒井顧問官  
河合顧問官  
石井顧問官  
原顧問官  
元田顧問官  
林顧問官

國務大臣

廣田外務大臣

說明員

金森法制局長官

森山法制局考事官  
佐藤法制局考事官  
栗山外務省條約局長  
小林外務書記官  
阪本外務書記官  
安東外務事務官  
小長谷外務事務官  
岡田内務省衛生局長  
白松内務書記官  
松尾内務技師

萩原拓務者管理局長  
赤木拓務書記官

村上書記官長  
堀江書記官  
武藤書記官

(午前十時開會)

富井委員長開會ヲ宣ス

廣田外務大臣ヨリ帝國ノ留保宣言ニ關スル關係列

國トノ交渉ニ關シ説明アリ次テ條約局長ヨリ更ニ  
補充的説明アリ

富井委員長ヨリ留保宣言ノ時期及公表ノ形式ニ關  
シ質問アリ法制局長官及條約局長ヨリ答辯アリ

元田顧問官ヨリ更ニ同點ニ關シ法制局長官トノ間ニ問  
答アリ

次テ石井顧問官ヨリ聯盟脱退前強テ留保ノ宣言ヲ為  
スノ必要ナキニアラズヤト又問アリ條約局長トノ間  
ニ問答アリ同局長ハ本宣言ハ政府ノ責任ヲ以テ為ス  
モノニシテ御批准ノ際ハ此ノ宣言ヲ存シテ嘉納批准

セラレムトスルモノナル旨ヲ答フ

平沼副議長ヨリ、脱退前ニ有シタル地位ト謂へハ更ニ  
列國ノ承認ヲ求メル必要アリヤトノ質問アリ。法制局  
長官ヨリ答辯アリ。

原顧問官ヨリ御批准前ニ留保ノ宣言ヲ為シタル先  
例ヲ問ヒ、條約局長ヨリ婦人児童賣買禁止條約ノ  
例ヲ示し、法制局長官其ノ御批准文ヲ朗讀ス。

次テ河合顧問官ヨリ、列國ノ同意ノ聯盟ニ對スル效  
力ニ付質問アリ。條約局長ノ答辯アリ。又荒井、元田  
及林顧問官ヨリ夫々之ニ關スル所見ノ陳述アリ。

斯くて留保ノ宣言ニ付テハ之ヲ政府ニ一任ス  
ルコトニ決シ、本案ハ此ノ儘可決セラレ可然旨  
全會一致ヲ以テ議決シ、報告書ノ作成ハ之ヲ委  
員長ニ一任ス。

右終テ富井委員長ハ閉會ヲ宣ス。

(午前十一時五十分閉會)

(5)

70

内閣調査局官制外四件第一回審査委員會

昭和十年四月二十五日(木曜日)本院事務

所ニ於テ開會

出席者

平沼副議長

審査委員長

富井顧問官

審査委員

荒井顧問官

區

否

完